見守り 新鮮情報 第152号

魚介類を扱う業者から**電話**があり、いきなり世間話のように「今の時期何が食べたいか」と聞かれた。思わず「カニかねえ」と答えたところ、買うとは一言も言っていないのに、「今カニを送ったよ。もう返せないよ」と言われた。驚いて「なぜ送るのか」と反論したが「今食べたいと

言ったじゃないか」と怒鳴られた。 代金引換の宅配便で送ってくる らしい。業者名や電話番号を聞い たが「教える必要はない。品物が届 けばわかる」と教えてもらえず、ら ちが明かないと思って電話を切っ たところ、またすぐ電話があり 「一方的に切ったな。カニは送る」 と言われた。実際送られてきたらど うしたらよいか。(70歳代 女性)



カニの送りつけ商法に注意!

ひとこと



- ●突然カニ等魚介類の勧誘等の電話があり、「買うと言っていないのに商品が送られてきた」「断ったのに商品を送ると言われた」などという送りつけ商法の相談が後を絶ちません。
- ●事例の他に、「認知症の父に毎週カニが送られてきて、その度に支払いをして しまっている」「取引をしたことがある業者と勘違いさせられた上、強引に契 約を迫られた」などといったケースもあります。
- ●勧誘されても必要がなければきっぱりと断ることが大切です。
- ●承諾していないのに一方的に商品が送りつけられて来ても、支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。業者の連絡先等が分からないことが多いため、商品を受け取り支払ってしまうと、代金を取り戻すことが難しくなります。安易に受け取らないようにしましょう。
- ●困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト: 黒崎 玄